

## 第11回農協系統の事業・組織に関する検討会議事要旨

1. 時間：平成12年7月25日（火） 14:00～16:00

2. 場所：農林水産省3階第1特別会議室

3. 出席者：委員

岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥村 一則	富山県・農事組合法人サカタニ農産代表理事
神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岸 康彦	愛媛大学農学部教授
後藤 康夫	農林水産長期金融協会会長
佐藤 晴登	J A 山形おきたま代表理事組合長
佐藤三千男	読売新聞論説委員
森本 一仁	熊本県・農業者
山田 俊男	全国農業協同組合中央会専務理事
和田 正江	主婦連合会会長

専門委員

篠塚 勝夫	全国農業協同組合中央会常務理事
永井 和夫	全国信連協会専務理事
西村 博之	全国共済農業協同組合連合会専務理事
橋本 勝好	農林中央金庫専務理事
嶋岡 洋平	全国共済農業協同組合連合会常務理事
増田陸奥夫	農林中央金庫常務理事

農林水産省

経済局長、審議官、金融課長、農業協同組合課長、組織対策室長

4. 議題：農協系統の検討状況のヒアリング

5. 議事内容

農林中金、全中より別紙説明資料について説明を行った後、自由討議に入った。

委員等からの主な意見・質問

- ・ 農林中金資料にある組合員に対する高度な金融サービスのイメージとはどういうものなのか。特に、やる気があっても規模拡大したくても、資金が不足していてできない農業者に、きちんと融資が行われるような体制整備をしてほしい。
- ・ 自主ルールを作って全員が守ることを目指すということには、2つのポイントがある。一つは、運用しきれない貯金は上部団体へ預けて、ロットを大きくして運用の専門家が有利に運用するという。もう一つは、破綻の未然防止をきちんと行うこと。

このルールを守らないところは、全体の援助のスキームからはずすことも考えている。

- ・ 農協が抱える農業融資を含めた不良債権については、合理的に処理する仕組みを検討する必要がある。

- ・ 系統から提出された資料は、名実ともにＪＡバンクとしていこうというもの。こうした方向性を出されたことに敬意を表したい。
- ・ 未合併ＪＡの多くは、不良債権を抱えていることが合併のネックになっている。今回示された新しいスキームは、今後の不良債権処理の話。既に、不良債権を抱えてしまっている農協については、貯金保険機構、相互援助制度、合併推進法人をうまく組み合わせて、既存の不良債権処理を推進していく必要がある。
- ・ 貯金額が相当大きい信連については、中央会監査だけでは不十分。公認会計士による外部監査等を検討する必要がある。
- ・ 現行の農協法では、農民が１５人集まれば自由に農協を設立できるが、信用事業については、これではなかなかうまくいくものではない。農協法と現在の信用事業とがマッチしていない。農協法における信用事業の法制度のあり方についてきちんと検討する必要がある。
- ・ 中央会監査についても公認会計士と同じようなレベルにしていきたいと考えている。
- ・ 信連の中には、中央会監査と併せて、公認会計士を入れているところもある。
- ・ 信用事業の場合、協同組合原則そのままではうまくいかないのではないかと。農協が自己完結的に経営し、それを補完するものとして連合会が支援するという形ではなく、全体としてうまくやっていくためには、協同組合原則をある程度修正する必要がある。  
自主ルールだけでは、違反した場合の担保が弱いので、法制度でもよく裏付けるべき。農林中金の積極的役割発揮にも期待している。
- ・ 農林中金の資料は、信用事業の方向として必然的な方向。これをサポートする法制度を整備する必要性がある。
- ・ 信用事業についても、ＪＡは誰のものかということの基本にすべき。新しい仕組みは、目指すべき金融サービスの内容があまり明確でない。
- ・ 農協が不祥事等を起こした場合、きちんと経営している全国の他のＪＡも同じようなＪＡとして扱われてしまい、大変な迷惑がかかる。自分の農協では、そういうことにならないよう気を使っている。そういう意味では、資料にあるように、系統内できちんとしたルールをつくって全体で守っていくことが望ましい。

討議の後、次回開催の日程につき説明を行い、閉会した。